

計画的な教職員定数の改善と教育予算の拡充を求める意見書

改正義務教育標準法が成立し、小学校においては全ての学年で段階的に35人以下学級へ移行することが明文化された。同様に少人数学級が望まれる中学校にあっても早急に実施することが重要である。

また、小学校においては、35人以下学級と高学年での教科担任制を実現するために、既にある加配定数を振替えている実態があり、教職員に係る負担軽減を妨げている。

教職員の労働環境が社会問題として注目されている中、令和4年度に実施された教員勤務実態調査では、超過勤務の実態はわずかに改善が見られた程度である。加えて、学校現場においては、発達障害の可能性のある子、外国につながる子、不登校やその傾向のある子、ヤングケアラーなど、さまざまな背景を持った子供たちへの支援が必要となっている。

さらに、学校教育施設における環境改善や、学校・通学路の安全対策も非常に重要となっている。

よって、国においては、これらの課題を解消し、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 教職員の働き方改革や複雑化する教育課題に対応するため、教職員の抜本的な定数改善と人的配置の拡大を行うこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持し、令和6年度予算編成において教育の充実のための予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

三浦市議会議長 出口 眞 琴

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣